

平成 29 年度 第 3 回湖西市男女共同参画審議会

会議録兼意見書

記録者 市民協働課 林

- ▶ 日 時: 平成 29 年 11 月 16 日(木) 14 時 00 分～15 時 00 分
- ▶ 場 所: 湖西市健康福祉センター おぼと 3 階 特別会議室
- ▶ 出 席 者
委 員: 武田圭太、栗本聡、荒井千鶴子、鈴木愛子、末吉由佳、笠木正憲、小池律江
事 務 局: 企画部長、市民協働課(課長、係長、主任、主事)
- ▶ 資 料: 次第
湖西市男女共同参画推進条例の見直しについて(案)【資料 1】
湖西市男女共同参画推進条例(案)【資料 2】
湖西市男女共同参画推進条例施行規則(案)【資料 3】
湖西市男女共同参画推進条例と第 3 次湖西市男女共同参画推進計画との整合について【資料 4】

▶次第

- 1 開 会
- 2 市民協働課長あいさつ
- 3 協議事項
(1) 湖西市男女共同参画推進条例の見直し及び施行規則の制定について
(2) 第 4 回審議会の開催について
- 4 その他
- 5 閉 会

1. 開会

2. 市民協働課長あいさつ

3. 協議事項

(1) 湖西市男女共同参画推進条例の見直し及び施行規則の制定について

◆審議会委員の意見

会 長: 3 回目の審議になりますが、湖西市の男女共同参画推進条例の見直しを進めているところ
です。今日は大きく 2 つの議題がありまして、一つは第 3 条第 6 号の条文の文言の見
直しについて、この点につきましては前 2 回の会議や皆様のご意見をアンケートとして
いただきまして、前回の審議で最後の結論として取りまとめの方向性を確認した、と認
識しています。具体的には 2 つの言葉上の表現について再度検討するというので今日
事務局から原案を出していただいておりますが、1 点目は「女性の意思を尊重する」と明
記して、妊娠出産の直接の当事者である女性の立場・意思を尊重すべきである、とい
うことをはっきり明確にするということです。2 点目は、そうは言っても、女性だけで妊

娠出産を意思決定するのではなく、両性の意思統一、共通の理解を踏まえたうえで、最終的に妊娠出産の決定をする、ということにするべきではないかということで、男女双方が関わって意思決定したということ、はっきりさせるべきではないかということで、前回の審議を取りまとめさせていただいたと考えています。それを条文の形で謳う場合は、法律的・専門的な微調整が必要となりますので、法律の専門家の委員の先生にお目通し頂いた上でお手元の【資料1】1ページ目の変更後のような表現で原案を提示させていただきたい、というのがまず第1点です。

2点目は、推進条例全体につきまして、何度も議論になっているのですが、量が多すぎることから内容が重複している部分を整理します。併せて、この問題についての現在の社会情勢、少し大きな話になりますが、制度改革がかなり早い速度で進んでいる環境の中で、条例のような形で確定してしまうと、その後の変化に対応していく上で、事務的な処理も含めて窮屈になってしまうのではないかという問題もあります。決してないがしろにして省くわけではないのですが、まとめられる物はできるだけまとめて、比較的付随的な軽微なものについては、規則など、対処がもう少し柔軟にできるような項目として整理し直したらどうかということで、事務局でかなり大幅にすっきりとさせていただきました。2つめの議題というのは、このような整理でよろしいかということをお諮りしたいということです。この2点を3回目の議題とさせていただきたいと思えます。

それでは早速ですが、第3条第6号の条文の見直しについてですが、繰り返しになりますが、【資料1】の1ページ目の変更前と後で表現を改めたのですが、これにつきまして何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員：変更後に「両性の合意により」という表現が入っていて、良いと思います。前回の条文は、どちらかと言うと女性の意思ばかりが強調されるという捉え方もする人がいるかもしれませんが、今回は「両性の合意により」ということで、憲法にある両性の本質的平等という条文にも沿った考え方なので、良いかなと思います。

委員：良いと思うんですけど、女性の意思を尊重することと両性の合意というのは、矛盾しないでしょうか？

会長：どのあたりが矛盾していると考えますか？

委員：女性の意思を尊重した上で、というのは、女性が「私は産まない」と言っても、意思として尊重して合意するということですか？

会長：私の理解では、まず先行して女性の方のお考えを表明していただ上で、それについて、パートナー、男性がどのような意見を加えるかということ、きちんと踏まえた上で、場合によっては、両者が話し合って今回は産まない、というような意思決定もあるかと思いますが、それは一方的にどちらかの性だけで決定したことにはならないのではないかと考えます。

委員：本来なら、女性の意思を尊重するというのは当たり前で入れる必要はないと思うのですが、湖西市の今までの経過で入れたという訳ですから良いと思います。

会長：今おっしゃっていただいたように、今回の変更点は、私の理解では、女性の意思ということ、かなり強く明記をする、というのが一つの大きな論点だったと思います。それが最初の段階での原案では強すぎて、女性だけで一方的に決めるということではないだろ

う、ということで、女性の意思は先行するのですが、彼女だけの決定だけではなくて、パートナーもその決定に参画する、ただしあくまでも産む性である女性の意思をまずは大切に考えるべきだということを、明確に打ち出したほうがいいんじゃないか、そういう変更だと考えているのですが、これはあまり矛盾しないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：変更後の表現は、全体的に受け入れられやすいかと思います。ただ、気になったところは、次に「男女の生涯にわたる心身の健康に配慮する」という部分について、どうして男女の、と書き加えたのでしょうか？この文の主語は、男女が、だと思うのですが、ここを書き加えた理由は何でしょうか？

会長：青字で印刷されている部分は、法的な観点からこのように表現した方が適切ではないか、というご指導をいただいたので加えたわけなのですが、その点について事務局から情報があれば教えてください。

事務局：委員の原弁護士に資料を送らせていただいた中で、追加前だと、妊娠出産に関する事柄について、男女の両方に決定権があるけれど、男女の合意が成立しない場合は、究極的には女性の意思を尊重すること、と読めるとご指摘をいただきました。そのため、「男女の生涯にわたる心身の健康に配慮する」という形で、女性だけの心身の健康ではなく、男性の健康にも配慮すべきではないかというご指摘もあったことからあえて追加した次第でございます。

委員：前に送っていただいた資料よりははっきりしていて良いと思います。条文案の「決定し」の次に接続詞があるとわかりやすいと思うのですが、入れなくてもいいのでしょうか。「決定し、かつ男女の…」など。

会長：最初の案では入っていたのですが、取り払っていただいて、もう少しこなれた感じになりましたでしょうか。

事務局：そうですね。

委員：すっきりした方が良いですかね。

事務局：「決定し」ということが、「決定することにより」と、後ろに係っていくようなイメージで先生はご指摘されています。「かつ」を入れてしまうと並列的な表現になってしまうので、文章をつなげることを考えて、このような形とさせていただきました。皆様のご意見である、女性の意思を尊重するが、決定は両性でやろう、というのは共通されていると思いますので、そこを盛り込んだ上で、法律的な観点を加えて、このような形とさせていただきました。

会長：第3条第6号の本日のこの会議の原案について何かご意見あればお願いします。

委員：この間の会議で大体決まったので、お任せします。

委員：大丈夫です。

会長：原案として本日提示していただいた表現でこの審議会としては取りまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、条例の構成や表現の見直しについて項目が多くありますから、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：事務局からお伝えします。先ほど会長からお話がありましたように、本年度第1回審議会にて説明させていただいているのですが、平成26年の12月議会におきまして、条例制定において多くの議論と意見がございました。その中で附帯決議やご提言をいただき

まして、その主な内容が、先ほど先生から言っていた、理念条例ということからも、簡潔にまとめられている方が望ましいのではないかと、誰もが親しみやすい条例の方が良いのではないかと、ということが1点と、条例の構成が多岐にわたっていたり、同じ文言が繰り返されたりしているために、もう少し構成や順序等を精査したり、字句の見直しをするべきではないかと、というようなご指摘をいただきましたので、この点を踏まえた上で他市の条例も参考にしながら、当局で整理させていただいた結果が、資料1の2の項目以降の部分になります。皆さんのお手元に資料2があると思います。これは、黒塗りの部分がもとの条例の文章で、赤で線が引いてあるのが、もとの文章を削った部分になります。青字が新しく付け加えたり、弁護士先生のご指摘で、修正した箇所となっていますのでご理解いただきたいと思います。また、資料3については、条例の施行規則というものを今回新たに制定しようと考えていますので、それが1部と、資料4については、現在、第3次湖西市男女共同参画推進計画という、基本計画に位置づけているものがございまして、それとの整合性をはかる、という意味で、計画と一致していることを踏まえた表となっていますので、ご覧ください。それでは、資料1に戻っていただいて、ご説明させていただきたいと思います。【略】※資料1のとおり

皆さんのご意見があればお願いします。

会長：どうもありがとうございました。私も事前に目を通させてもらいましたが、確認です。重要な項目は脱落していない、という認識、理解で間違いありませんか？

事務局：そうですね。基本的に計画、皆さん目にされたことがあると思いますが、基本計画として位置づけている男女共同参画推進計画というものがございまして、基本政策の概要であったり、施策の内容というものがああります。これと一致する形、要するに条例にないものがここに載らないように、基本的なところは条例で定めてますよ、という解釈で資料4に示させていただいています。重大な論点は逸脱しないような形で修正させていただいたつもりでございまして。

会長：かなりたくさんの変更を短期間でやっていただいて、ご尽力いただいたのだと思います。この条例の作成や制定に関しては技術的な問題がかなり関わっていることがありますので、皆さま方としては何人かの方がおっしゃっていたように、わかりやすく、読みやすく、理解しやすい、そういう表現になっているのかどうか、という視点から、まだ依然として意味がよく取れない、これはどういう内容なのか、といったお気づきの点がありましたら、お出しいただきたいのですが、もう一つ残っていた議題とも絡むのですが、いきなりこれだけの量のものを提示されても頭の整理が追いつかないということもあるかと思っておりますので、前回の審議会では、今日の審議会に結論を出しておしまい、ということにしていたのですが、もう一度内容の確認の時間を取らせていただいて丁寧に中身を確定したいと事務局と相談した結果、4回目を急遽開催させていただきたいということになっているのですけれども、そういうことも踏まえて、今この時点でお気づきの点がありましたら、お出しただけると次回の議論がかなりスムーズに進むのではないかと思いますので、そういう観点からご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：私は何点かあります。表現の仕方なんですけど、条例の前文で「全ての人に、均等に責任を負って社会に参画する機会を付与すること」という部分です。やはりわかりやすく、ということを考えて、「全ての人が責任を負う」だと負のイメージがあるので、「責任を

分かち合い、共に参画できる社会を実現する」といった表現の方が良いのではないのでしょうか。「機会を付与する」といった表現も上から、誰かが与えるのですか？という感じがあるので、そこを直してほしいなと思います。個人の意見ですが。

次に前文の最後の部分、「市民が誇れる未来のあるまちづくり」ってなんだかわからないのですが、ここも、もっと易しく、「市民が豊かで安心して生活できる」とかそういう表現がいいなと思うんですね。それから男女共同参画がものすごく謳われていますが、もっと多様性を重んじる、多様な個人を尊重するという言葉を、いつも並べてほしいと思います。少子高齢化、家族形態の多様化、外国人居住者の増加というところに並べて、多様な個人、性少数者なども入れてほしいと思います。

それから第2条第7号のセクシュアル・ハラスメントについて、ハラスメントだけでも色々ありますから、セクシュアルを取り払って、ハラスメントだけにしてほしいと思います。それかセクシュアル・ハラスメントを残すとしたら他のハラスメントも並べる方がいいと思います。だからハラスメントだけでいいと思います。そうすると今回の原案でも、セクシュアル・ハラスメントがたくさん出てくるのをハラスメントだけにすることができると思います。

次に第3条第1号アについて、「性同一性障害を持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても」と、ついでのように書いてありますので、これは、この人たちを強調して、「人権を尊重しなければならない」と、配慮よりもはっきりしてほしいです。他に出ているところがないので、ここではっきりしてほしいです。

第3条5号の「家族を構成する男女が」は逆に具体的過ぎだと思います。家族を構成する要素は今が多様化していますから、これも包括したらいいと思います。「家族を構成する」を取り払って、「男女が相互の協力と社会の支援の下に、」次の「子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について」は「家庭生活」だけでいいと思うんですね、家庭生活、学校、職場…次の「家族の一員として共に役割を担い」は限定されてしまうので、いらないと思います。

次は、第9条の「性別による権利侵害の禁止」は、「権利侵害の禁止」だけにして、「何人も、家庭、学校、職場、地域、その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害行為を行ってはならない」とすると良いと思います。2項においてもセクシュアルを取り払ってハラスメントだけにする、全部他の部分もハラスメントのみの表現にしたらどうかなと思います。

全体を削ったのは条文が短くなってすっきりしてすごく良いと思います。これは提案なのですが、一番最後の雑則にですね、顕彰する、表彰する顕彰ですね、これを入れたらどうかなと思います。推進について功績があった個人、特に事業者や会社を顕彰する事ができる、みたいな事を、実際はないかもしれないけれど、あるといいかなと思います。候補として。以上です。

会長：ありがとうございました。今ご指摘いただいた顕彰の部分は、個々の論点と次元が違うかなと思ったのですが、今ご指摘された内容で対応が可能かどうか、事務局としてはどうでしょうか。検討の余地はありますでしょうか。

事務局：条例として盛り込む、というのは、他市の状況を見てもないので、他の規則とか、違ったところで盛り込むといったところで検討の余地はあるかと思います。

会長：検討の余地はあるということですか？

事務局：はい。これについて調べさせていただいて改めてご報告させていただきたいと思います。

会長：条例として組み込むかどうかはともかく、規則などの形で明記しておくといいのかなと思います。

委員：何かあると思ったんですね。そういうのを広報で出すと一般の人が気付くかなと。

会長：他のご提案について他の委員の方でご質問等がありますか？

委員：先ほどハラスメントにまとめられたら、というご提案がありましたが、現行の条例を作成するにあたり、細かく書いてあったがゆえにそれを整理したのが、この見直し後のそれぞれの表現として残っているんじゃないかと思ったので、まとめられるのに反対というわけではありませんが、あえて項目として謳った経緯があったのでそれが残っているのではないかなと思います。

委員：他のハラスメントは載せなくていいんですかね。

委員：等にはなっていないですね。

委員：私もそこはわからないのですが、どうしてかなと思ったので。

会長：セクシュアル・ハラスメントを出して、それ以外のハラスメントもありますよというような表記で含みを持たせるということでしょうか。

委員：推進計画には、用語解説に載っているんですね。とても良いと思います。

会長：事務局、どうでしょうか。ハラスメントで集約してしまうとセクシュアル・ハラスメントという表現で残していた意味がなくなってしまうのでしょうか。

委員：それだと他のハラスメントを載せないでセクシュアル・ハラスメントだけを残しておいた意味を教えてください。

事務局：基本的には、性的な、という点がポイントになってくるかと思います。

会長：次回までに議案として検討させていただくという形で収めさせていただいてもよろしいでしょうか。ご指摘がありましたように、セクシュアル・ハラスメントをあえて残していることも確認をした上で、ハラスメントに全て集約してしまうのではなくて、この表記に特別な意味があるのであれば、それは尊重して他のハラスメントも含めるような表現を探るという方向も検討してみたいかなと思います。そういうことでよろしいでしょうか。他の方はいかがですか。

委員：資料の中に、「多分化共生」という言葉が何度か出てきますが、「多分化共生」ではなく、「多文化共生」でよろしいですか？ミスプリントですか？

事務局：変換ミスです。申し訳ありません。

会長：ありがとうございます。他にありますか。

委員：基本計画の12条第1号に雇用の促進を入れ込んだ形になっているかと思いますが、文章を読むと、広く広報活動ということと共通の分野でと言っているのですが、雇用の部分がちょっと足りないかなと思います。推進に関する括弧書きで雇用とか、言葉を少し入れるか、逐条解説でこれを入れてもらえるといいかなと思います。

事務局：事業者に対する情報提供というのが、雇用に限らず、職域や昇進基準など労働条件に関わることであったり、就労環境や制度、慣行といった旧来のものであったり、ワーク・ライフ・バランスへの理解の関係も含まれているので、事業者や市民団体など全てを包括した形での情報提供という形に条例としてはさせていただいて、推進計画の中で、雇用などに対しての情報提供を施策の方向性の中で位置づけさせていただいているので、あえてそこを集約してすっきりとした形にさせていただいたということです。

会 長：条例の中でも雇用について際立たせる内容が良いのではと思ったのですか？

委 員：それが良いのかなと思ったのですが、色々入れ込むとなると文言が難しいのかなと思いました。アクションプランや解説なんかを両方とも見てください、という形にするのがいいのかなと思います。

会 長：事務局から説明していただいたように、この条例が柱になるのですが、運用上の細かな附則については、ここで表記している部分だけではなく、総合的に運用していただく体制の方が執行しやすいかなと思います。

委 員：セットで宣伝してほしいと思います。

会 長：この条例と紐付けできるような広報や周知についても併せて考えていく必要があるかなと思います。他はいかがでしょうか。

委 員：資料2がこのように修正した、カットしたということがわかるようになっていますが、作業の流れとして、資料1と2を見比べながら、どれが削除されてどれが修正されたかといった見方をされていると思うんですけども、修正がされた完成版となるであろう文章を見たときに、冊子に書いてあることが全て反映されているか確認する時間があると良いと思います。第4回目が開催されるということで、出た意見を参考にしながら、こういう文章が原案になるのか皆さんの目で冷静に見て、ここは、この表現でもいいだろう、ここは欠けてしまうだろう、という対比ではなくて完成版となるところでの今の時間をもう一度皆さん持たれば、更に完成度は増すのではないのでしょうか。

会 長：今日の時点でお気づきの点はお出しただけかなと思いますがいかがでしょうか。委員さんがおっしゃったように、頭の整理をしながら全体的に見直していただいた上で、次回最終的にご指摘いただいたことを踏まえて議決に持ち込めるかなと考えています。今日の時点ではこれで収めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、もう一度確認ですが、条例の見直しに関しては、第3条第6号に関しては、本日の審議で確定したということで進めていきたいと思います。今ご検討いただいた、全体の構成や表現等の見直しについては、改めて他の計画との関係を含めて次回最終的な原案として提示させていただいて、そこでご確認いただいたうえでできれば、まとめられればと思います。このように進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、協議事項につきましては以上となりました。

4. その他

事務局：第4回審議会が終了次第、市長への答申を行います。また、第4回を開催する前に議会で勉強会を行う予定です。そこでどのような意見が出るかはわかりませんが、その内容についてもご審議いただくことがあるかもしれません。

5. 閉会

この会議録の内容をもって、湖西市男女共同参画推進条例見直し（案）についての湖西市男女共同参画審議会の意見とする。

湖西市男女共同参画審議会 会長 武田圭太